

令和6年 第1回

士幌町議会臨時会議案

令和6年1月26日

- 議案第1号 士幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例案
議案第2号 令和5年度士幌町一般会計補正予算（第10号）
議案第3号 令和5年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和6年1月26日

士幌町議会議長 河口 和吉 様

士幌町長 高木 康弘

議案第 1 号

士幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例案

士幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例

士幌町手数料徴収条例（昭和43年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

種別	単位	金額
(1) 戸籍謄抄本又は戸籍証明書の交付	1 件	450円
(2) 戸籍電子証明書提供用識別符号の交付	1 件	400円 (電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。)
(3) 除籍謄抄本又は除籍証明書の交付	1 件	750円
(4) 除籍電子証明書提供用識別符号の交付	1 件	700円 (電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合及び同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。)
(5) 戸籍記載事項証明	1 件	350円
(6) 除籍記載事項証明	1 件	450円
(7) 戸籍の届書若しくは申請の受理証明又は届書その他の書類の記載事項証明	1 件	350円

(8) 戸籍の届書その他の書類の閲覧	1 件	350円
(9) 上質紙を用いた婚姻、離婚等の届書の受理証明	1 件	1,400円
(10) 身分、身元及び在籍に関する証明	1 件	300円
(11) 印鑑に関する証明	1 件	300円
(12) 印鑑登録証の再交付	1 件	300円
(13) 住民票に関する証明	1 件	300円
(14) 住民票の写しの広域交付	1 件	300円
(15) 生存、死亡及び埋火葬に関する証明	1 件	300円
(16) 租税及び公課に関する証明	1 件	300円
(17) 所得に関する証明	1 件	300円
(18) 土地建物に関する証明（建物は1棟を1筆として計算し、土幌町町税条例（昭和43年条例第15号）第73条の3第1項に規定する証明を除く。）		
ア 現地調査を要するもの	1 筆	500円
イ 現地調査を要しないもの	1 筆	300円（ア、イとも1筆増すごとに100円加算）
(19) 法人又は団体に関する証明及び個人の営業に関する証明	1 件	400円
(20) 課税台帳の複写	1 件	300円
(21) 行政不服審査関係資料を複写したもの等の交付		
ア 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項（同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律で準用する場合を含む。）の規定に基づく交付		
(ア) 複写又は出力の方法による場合	1 件	用紙1枚につき10円（カラーの場合にあっては、20円）。ただし、両面に複写し、又は

		出力した場合にあっては、片面を1枚として算定する。
(イ) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術推進法」という。）第7条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法による場合	1件	(ア)の方法によってするとしたならば複写され、又は出力される1枚につき10円
イ 行政不服審査法第81条第3項の規定により準用する同法第78条第1項の規定に基づく交付		
(ア) 複写又は出力の方法による場合	1件	用紙1枚につき10円（カラーの場合にあっては、20円）。ただし、両面に複写し、又は出力した場合にあっては、片面を1枚として算定する。
(イ) 情報通信技術推進法第7条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法による場合	1件	(ア)の方法によってするとしたならば複写され、又は出力される1枚につき10円
(22) 公文書類簿冊閲覧	1件	100円
(23) 公文書類複写謄本交付	1件	300円
(24) 疫病予防注射等手数料	その都度町が定める。	
(25) 農地転用許可票の交付	1枚	300円
(26) 地籍調査の成果の複写及び閲覧		
ア 地籍図の複写	1枚	800円
イ 地籍図集成図、図根三角点（標定 点）網図、図根多角点網図、航測図 根点配置図及び号線間計算図の複写	1枚	1,000円
ウ 成果（境界点、図根三角点図根多 角点、航測図根点及び号線中心点）、 面積計算簿、面積測定写図及び点の	1枚	600円

記の複写		
エ 図面及び成果の閲覧		複写金額の半額
(27) 臨時運行許可申請（許可の時）	1 両	750円
(28) 住宅用家屋証明申請（証明書発行時）	1 件	1,300円
(29) 優良宅地造成認定申請（認定申請時）	1 件	93,300円
(30) 優良住宅新築認定申請（認定申請時）		
ア 100m ² 以下	1 件	6,200円
イ 100m ² を超え500m ² 以下	1 件	8,600円
ウ 500m ² を超え2,000m ² 以下	1 件	13,000円
エ 2,000m ² を超え10,000m ² 以下	1 件	35,000円
オ 10,000m ² を超え50,000m ² 以下	1 件	43,000円
カ 50,000m ² を超えるもの	1 件	58,000円
(31) 鳥獣飼養登録票交付（登録票交付時）	1 件	3,400円
(32) 鳥獣飼養登録票更新（登録票更新時）	1 件	3,400円
(33) 鳥獣飼養登録票再交付（登録票再交付時）	1 件	3,400円
(34) その他の諸証明		300円 ただし、異例のものについては、別に町長が定める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

説 明

戸籍法の改正により、条例を改正するものである。